

農林水産商工常任委員会資料

(令和5年6月12日)

陳情5年商工労働第14号

(インターネット公開版)

鳥取県議会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・農林水産商工常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年-14 (R5.6.7)	商 工 労 働	いわゆるトラベルルールの円滑な実施と、利用者保護に係る意見書の提出について	
▶陳情事項			
国に対し、利用者目線に立ったトラベルルールの構築を求める意見書の提出をすること。			

▶陳情理由

いま、金融技術の進展によって生まれた仮想通貨（暗号資産）は、国際金融秩序において一定の役割を果たし、その地位・利用が拡大している。暗号資産の特長は、株式のように価格変動のある電子的な通貨であり、その取引をブロックチェーンによって相互監視、複数によるチェックを行い、その取引の偽造や改ざんを防ぎ、安全性を担保することである。日本では、「資金決済に関する法律」が規律している。

仮想通貨は、国内、国際送金の際の手数料安価かつ迅速な送金手段として使われており、全国銀行データ通信システム（全銀システム）による通常の電信送金より、とりわけ海外送金の場合は迅速に着金するメリットがある。例えば、1,000円送金の際の手数料が、通常の国際送金を使うと3日程度、手数料数千円ほどかかる（手数料の方が高い）が、仮想通貨だと1円程度の手数料で、1分以内に送金できる場合もある。通販などを利用する際などに便利に利用できる。

さて、今回のテーマであるいわゆるトラベルルールとは、「利用者の依頼を受けて暗号資産の送付を行う暗号資産交換業者は、送付依頼人と受取人に関する一定の事項（氏名、住所や送付目的など）を、送付先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならない」というルールである。

これは、FATF（金融活動作業部会）が、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策についての国際基準（FATF基準）において、各国の規制当局に対して導入を求めていたもので、これにより我が国においても、電信送金（為替取引）だけでなく暗号資産の移転についても、トラベルルールの対象とすべきと指摘されており、犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）の改正が行われることとなった。前述のとおり、この規制は、「暗号資産」としてこれまで未整備だった、通貨に係るトレーサビリティを確保するもので、マネーロンダリング防止や不正利用防止などの観点から、非常に重要なものである。

これまででは、一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）の自主規制により、「暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則」に一定のトラベルルールが設けられていた。そのため、送付に際して、暗号資産アドレスに加え、次の情報が必要だった。

- ・受取側暗号資産交換業者の有無や名称、受取人氏名、受取人住所、受取人との関係、実質的支配者情報（受取人が法人の場合）

他方、今年6月から、急遽新たな規制が始まった。これが今、物議を醸している。一番の問題となっているのは、国内の複数ある取引業者の中でも、法定事項の通知を行う際の規格が異なるため、規格が異なると、仮想通貨を送れないことである。制度変更が突如として行われ、その際

のアナウンスも不十分だったため、「送れない」「着金しない」「着金が遅い」など、インターネットなどを見ていても、困惑の声が多数見られた。

国内を含む、金融庁が指定する国・地域の当局に登録されている暗号資産交換業者に暗号資産を送付する場合、S y g n a Hubないし、T R U S T (Travel Rule Universal Solution Technology) という方式を利用し、法定事項を送付先の暗号資産交換業者へ通知する。主要な米国企業はT R U S T を採用しているが、日本国内やアジア太平洋地域の暗号資産交換業者の多くはS y g n a を採用している。

トラベルルール対応開始日は、各取引業者によって異なるが、法定の通知対象事項を通知できる同一の規格を利用する業者にしか送金が行えず、例えば、S y g n a Hub利用の国内暗号資産交換業者から、T R U S T 利用の業者への送金が不可能となる（その逆も然り）。また、同一の規格内であっても、仮想通貨の種類によっては、送受信ができなくなってしまった。他社からの預け入れに関しても、電子的に預け入れを確認したあと、「送付元に関する情報」を利用客が登録した後、業者においてその内容を確認するまで暗号資産は口座に反映されなくなつた。この確認結果によっては、暗号資産の口座への反映を断られ、また、いわゆる「組み戻し」ができない暗号資産の性質上、この場合でも暗号資産の返送はできない。つまり、顧客の資産が宙に浮く可能性もあるのである。

金額の多寡を問わず、極端にいえば1円送るのにもこの規制が適用されるので、送金などに時間がかかり、非常に不便になったとの声がある。銀行送金の場合などにおいて、本人確認などが一定額以上（例えば10万円以上、200万円以上など）の場合に求められることと対照的である。

国内においても、規格や取引所における対応方法が複数存在し、国内送金すらままならなくなったこと、また、同一の規格内においても、受送金が不可能な仮想通貨が存在することなど、多数の問題を抱えている。送金に際し、自分の資産が、送付先の自分や相手などの元にきちんと届くのか、不安を抱えながら利用するというのは、適切とはいえない。

今後、トラベルルールに係る消費者相談も増えてくると予想している。

については、国に対し、利用者目線に立ったトラベルルールの構築を求める意見書の提出をすることを求め、陳情するものである。

►提 出 者

足羽 佑太 (倉吉市)

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

商工労働部（企業支援課）

【現 状】（国等の主な動き）

1 資金決済に関する法律の改正（平成28年5月公布、平成29年4月施行）

ビットコインなどの取引が先行し法的な規制がない状態だったことから、マネー・ロンダリング対策に関する国際的な要請や利用者保護の必要性の高まりを受け、仮想通貨交換サービスが適切に実施されるよう法整備されたもの

(主な改正概要) 暗号資産(仮想通貨)の売買や他の仮想通貨との交換等を行う業務を「仮想通貨交換業」として位置付け、登録制を導入
※登録要件：資本金1千万円以上、業務を適正かつ確実に遂行する体制の整備等

※令和元年5月、同法及び関連法令の改正により、「仮想通貨」から「暗号資産」へ名称変更

2 暗号資産の移転に際しての移転元・移転先情報の通知等（トラベルルール（※））についての要請（令和3年3月31日、金融庁通知）

FATF（※）要請を受け、（一社）日本暗号資産取引業協会に対し、暗号資産の移転に際してのトラベルルールについての要請を実施
(主な要請内容) 実効的なマネロン・テロ資金供与対策を的確に実施していくため、会員あての周知徹底、協会による会員の取組へのサポートを通じて、トラベルルールを実施するために必要な体制を整備すること

※FATF…マネー・ロンダリングやテロリストへの資金供給を防ぐ対策の基準をつくる多国間枠組み（Financial Action Task Forceの略）
G7を含む37の国・地域、2国際機関がメンバー

※トラベルルール…利用者の依頼を受けて暗号資産の出金を行う暗号資産交換業者は、出金依頼人と受取人に関する一定の事項を、出金先となる受取人側の暗号資産交換業者に通知しなければならないというルール

3 FATF勧告対応法（※）の施行（令和4年12月公布、令和5年6月1日施行）

FATF第4次対日審査報告書（令和3年8月公表）において、暗号資産等への対応の強化、マネロン対策等の強化のための法改正に取り組むべきであるとの勧告を踏まえた法整備

(概要) 暗号資産交換業者による暗号資産の移転に係る通知義務を課すこと（犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正）

※FATF勧告対応法…4省庁6法の一括法案；国際連合安全保障理事会決議第1267号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法、外国為替及び外国貿易法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等

4 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の改正（令和5年6月1日施行）

改正資金決済法、FATF勧告対応法の施行に伴う所要の改正

(主な改正概要)・電子決済手段の移転、暗号資産の移転に係る通知義務（トラベルルール）の対象から除外する国等を規定

※トラベルルール導入対象は、日本を含む21の国等

- ・電子決裁手段及び暗号資産の移転に係る通知義務（トラベルルール）に基づく通知事項（送付人の氏名・所在地や受取人の氏名・ブロックチェーンアドレスなど）を規定

5 (一社) 日本暗号資産取引業協会の対応

暗号資産交換業に係るマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する規則の改正（令和4年4月1日）

・協会が平成30年に定めた、会員が行う暗号資産交換業務がマネー・ロンダリング及びテロ資金供与に利用されることを防止するために遵守すべき事項を規定した自主規制規則について、暗号資産のトラベルルールに係る改正を実施。

※ (一社) 日本暗号資産取引業協会について

・目的 会員の行う暗号資産交換業及び暗号資産関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者の保護に資する

・設立 平成30年4月 ・所在地 東京都千代田区

・会員 資金決済法第2条第8項に定める暗号資産交換業者等 40社（令和4年3月31日現在）

・主な業務 会員が暗号資産交換業を行うに当たり、関係法令等を遵守させるための指導、勧告等
会員の行う暗号資産交換業に關し、契約内容の適正化その他利用者の利益の保護を図るための指導、勧告等
会員の行う暗号資産交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定 など